

第5次大分市未収金徴収対策方針の概要

1 経過

本市では、未収金の早期解消と発生防止に全庁的に取り組むため、平成19年9月に大分市未収金徴収対策会議を設置し、1次から4次までの12年間にわたって未収金徴収対策方針を策定しながら各種対策に取り組んできました。

このたび、これまでの12年間の成果を踏まえ、令和元年度から令和3年度までを計画期間とする第5次大分市未収金徴収対策方針を策定いたしました。

今後、この対策方針に掲げる目標の達成に向けて取り組みを強化・推進し、未収金のさらなる解消を図ります。

2 基本方針

平成19年度以降、「職員の意識向上」、「徴収ノウハウの習得・蓄積」など意識改革や人材育成に重点を置き、「未収金の総額及び収納率」を数値目標に掲げて、組織の一体的な取組を推進してきました。

今後は、平成24年度に作成した債権管理マニュアルやこれまで蓄積してきた知識・ノウハウ、さらには平成28年度に制定した大分市債権管理条例に基づき、各債権所管課が主体的に債権管理の適正化に取り組むことで、財源の確保と市民負担の公平性確保に努めていきます。

3 基本対策

次の8項目を基本的な考え方とし、未収債権所管課は各債権の適正管理に取り組むこととします。

- (1) 未収金の発生防止（早期完納の指導、分割納付期間の見直し等）
- (2) 組織体制の強化（全庁的な協力体制の構築、ノウハウの共有化等）
- (3) 収納事務の強化（効率的な滞納整理、法的措置の実施を視野に入れた管理等）
- (4) 職員の資質向上（法的知識、ノウハウの習得・向上等）
- (5) 納付環境の整備（口座振替の加入促進、納付方法多様化の検討等）
- (6) 民間の活用（民間委託の導入に向けた取組の推進、インターネット公売の推進等）
- (7) 背景に応じた債権管理の適正化（各債権の特徴の整理と適切な対応等）
- (8) 債権管理条例に基づく取組（法令や条例の規定に基づく債権管理の一層の適正化等）

4 債権別基本情報

自治体が抱える債権は、未収に至る背景や制度が多種多様であるため、各債権ごとに特徴・発生要因、関係法令や取組目標等を記載する「債権別基本情報」を作成し、回収状況を検証しながら、目標達成に向けた債権の適正管理に努めます。

5 数値目標

令和元年度から令和3年度までの数値目標を次のとおり設定します。

(1) 未収金総額（現年度分及び滞納繰越分）

【目標】 令和3年度末の未収金総額を27億6千百万円にします。

(単位：千円)

目標額	平成30年度末 (見込)	未収金総額		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	3,090,899	2,947,000	2,846,000	2,761,000

(2) 未収金全体の収納率（現年度分及び滞納繰越分）

【目標】 令和3年度末における未収金全体の収納率を96.86%にします。

目標額	平成30年度末 (見込)	未収金全体の収納率		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	96.54%	96.71%	96.82%	96.86%